

11

いろいろな働き方について

■ いろいろな働き方

これまでの社会では、最初に就職したら定年退職までずっとひとつの会社で働き続けること（長期雇用・終身雇用）を前提とする正社員がほとんどでした。

しかし、最近では、正社員以外にもいろいろな働き方が存在しています。

正社員以外の働き方といえば「アルバイト」や「パートタイマー」等は聞いたことがあると思いますが、ここでは実際に正社員とそれらの働き方（雇用形態、就業条件等）の違いについて説明します。

■ 働き方のちがい

	正社員	準社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	派遣労働者	個人による請負
収入形態	賃金（給料）						請け負った仕事ごとの報酬
労働条件	一般的に定期昇給（※）があり、ボーナスや退職金等も支払われる（※）一定期間で給料が上がること	正社員に準じることが多い専門的、特定業務のために雇用されており、正社員と異なる条件で支給される		主に定年後の再雇用者。定年前の賃金より減額になることが多い。（もしくは、減額になることがある。）	一般的に時間あたりの賃金（時間給）	派遣の形態によりさまざま	自営業となる
契約期間	通常、定めはない	期間が定められることが多い	期間が区切られている	期間が定められることが多い	期間の定めがある場合や、ない場合等さまざま	期間が定められている場合が多い	請け負った仕事ごとの期限

■ 派遣労働について

派遣労働に関しては、『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(一般には「労働者派遣法」といいます。)](平成24年10月1日改正)に基づいて、規定されています。

【派遣労働とは】

派遣労働とは、派遣会社(派遣元)と雇用関係にある労働者が、別の会社(派遣先)に派遣され、派遣先会社の仕事の命令(※指揮命令)を受けて働くことをいいます。派遣元と派遣先の間は、労働者派遣契約が結ばれることとなります。

※指揮命令…始業、終業時間の指示、仕事の進み具合の管理などをすること。

《ここがポイント!》

* 派遣労働で働く人は、最近増えていますが様々なトラブルも生じています。

派遣労働において、働く前には、必ず、就業条件をきちんと自分で確認するようにしてください。

* 派遣元(派遣会社)の事業主は、労働者を派遣するときには、就業条件を書面等により明示しなければならないと規定されています。

〔労働者派遣で明示すべき就業条件〕

- 業務の内容 ○派遣される事業所の名称、就業場所等 ○派遣労働者を直接指揮命令する者
- 派遣期間、就業日 ○労働時間、休憩時間 ○安全及び衛生に関する事項
- 派遣労働者からの苦情を受けた場合の苦情処理に関する事項
- 労働者派遣契約の解除にあたって講じる必要な措置に関する事項
- 派遣先が派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日
- 派遣元責任者・派遣先責任者に関する事項 ○休日労働・時間外労働について
- 派遣先が派遣労働者の福祉増進のために行う便宜供与の内容及び方法

〔紹介予定派遣の場合〕

- 紹介予定派遣である旨
- 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に予定される労働条件

【労働者派遣法の改正が検討されています】

改正案の主な内容は以下のとおりです。

- 特定労働者派遣（届出制）と一般労働者派遣（許可制）の区別を廃止し、すべて許可制にする。
- 業種による区別をなくし、派遣労働者個人単位の期間制限を3年とする。
- 期間の定めのない派遣労働者や60歳以降の高齢者については期間制限をなくす。

改正の詳細については、下記労働局担当部署にお問い合わせください。

青森県	青森労働局 職業安定部 需給調整事業室	TEL(017-721-2000)
岩手県	岩手労働局 職業安定部 需給調整事業室	TEL(019-604-3004)
秋田県	秋田労働局 職業安定部 職業安定課	TEL(018-883-0007)
宮城県	宮城労働局 職業安定部 需給調整事業室	TEL(022-292-6071)
山形県	山形労働局 職業安定部 需給調整事業室	TEL(023-626-6109)
福島県	福島労働局 職業安定部 需給調整事業室	TEL(024-529-5746)



《派遣労働のスタイル(常用型と登録型)》

常用型 [特定労働者派遣事業]

労働者が派遣元に、正社員のように期間の定めのない契約で雇用されたうえで派遣先にて働く形態をいいます。

登録型 [一般労働者派遣事業]

労働者が派遣元に対して、氏名や自分が働ける分野や職種等をあらかじめ登録しておき、登録内容に合致する派遣先が決まった時点で、その派遣業務の期間だけを雇用契約期間として、派遣元に雇用されたうえで、派遣先にて働くパターン

- *登録時点では雇用関係にはなく、派遣先が決まった段階でようやく労働契約締結となります。
- *昨今の雇用情勢の悪化に伴い、身分が不安定な登録型の雇用安定措置について検討がなされています。

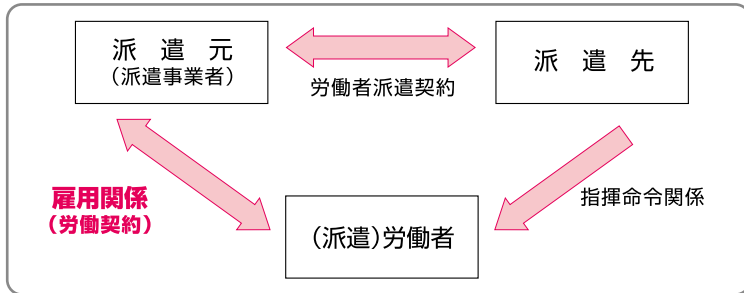
■ 個人による請負について

● 個人による請負とは

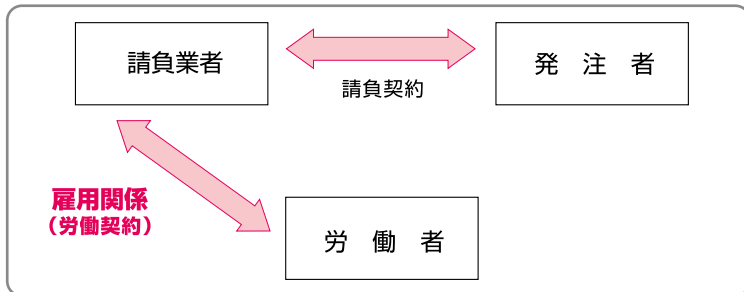
- 「請負」とは、仕事を発注している会社からの指揮命令を受けず、勤務時間、場所等の拘束も受けません。つまり納期までに請け負った仕事を自分の裁量でおこなえばよいこととなります。(保険外交員、電気、ガス等の集金員など)
- 明確に請負業務等であると認められる場合は、個人事業主と位置づけられ、この業務で“働く人”は「労働者」にはなりません。原則的に労働者に適用される労働条件等の対象外となります。
- 大工、左官等「一人親方」として働く人も原則として労働者にはなりません。



労働者派遣の流れ



請負の流れ



●「労働者派遣」と「請負」の見分け方

労働者派遣と請負の基本的な違いは上図のとおりですが、仮に契約が「請負契約」として行なわれていても、発注者が労働者に対して、他の正社員と同じように業務の指示、時間外勤務や休日勤務を命じる等の指揮命令関係が生じていれば、その時点で『労働者派遣契約』に該当し、労働者派遣法の適用を受けることになります。

「請負」の場合、労働基準法や労働安全衛生法等の法律の責任は、請負業者が負うことになるのですが、形式上、「請負」としていても、実質は「派遣労働」とであると判断される場合には労働者派遣法により、請負業者、発注者はともに責任が生じます。

パートタイム労働者が働きや貢献に応じ公正な待遇を受け、その能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するためにパートタイム労働法があります。

■ パートタイム労働者（短時間労働者）とは…

「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員に比べ短い労働者」のことを言い、この条件に当てはまれば、「アルバイト」「臨時社員」等の呼称に関わらずパートタイム労働法の対象となります。

■ パートタイム労働法のポイント

- 雇い入れの際、労働条件を文書などで確認しましょう。

雇い入れの際、労働基準法で明示が義務づけられている事項に加え「昇給」、「退職手当」、「賞与」の有無、「相談窓口」について文書などにより明示することが事業主に義務づけられています。

- 雇い入れ後、待遇決定に当たって考慮した事項を説明してもらえます。

パートタイム労働者が求めた場合は、待遇決定に当たり考慮した事項を説明することが事業主に義務づけられています。また、パートタイム労働者が説明を求めたことを理由として、不利益な取り扱いをすることは禁じられます。更に、パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容（賃金制度、教育訓練、福利厚生施設の利用、正社員への転換等）を事業主が説明する義務があります。

- パートタイム労働者の待遇はその働きや貢献に応じて決定されます。

パートタイム労働者の賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇は、①従事している業務とその業務に伴う責任の程度、②人事異動の有無など人材活用の仕組み、の2つの要件が正社員と同じかどうかにより、正社員との均衡のとれた取扱いをするよう規定されています。また、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、全てのパートタイム労働者について、正社員との不合理な待遇の相違は禁じられることとなります。

●①②の2つの要件が正社員と同じパートタイム労働者については、全ての待遇についてパートタイム労働者であることを理由に正社員と差別的に取り扱うことが禁止されています。

●上記以外のパートタイム労働者の賃金、教育訓練、福利厚生について

● **賃 金**

正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務内容、経験などを勘案して賃金を決定するよう事業主は努めることとされています。

● **教育訓練**

正社員と職務が同じパートタイム労働者については、職務の遂行に必要な教育訓練について、正社員と同様に実施することが事業主に義務づけられています。

● **福利厚生施設**

「給食施設」「休憩室」「更衣室」については、正社員と同様パートタイム労働者にも利用の機会を与えるよう配慮することが事業主に義務づけられています。

●パートタイム労働者から正社員へ転換するチャンスがあります。

パートタイム労働者から正社員への転換を推進するため、転換制度の導入など、法に定めるいずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられています。

●パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制（相談窓口）を整備することが事業主に義務付けられます。

●パートタイム労働者と事業主との苦情・紛争解決のための仕組みがあります。パートタイム労働法で事業主の義務とされている事項について、事業主との間に紛争が生じた場合、紛争解決のため「労働局長による紛争解決援助」や「均衡待遇調停会議による調停」が受けられます。

※法違反については、厚生労働大臣や労働局長が行政指導をしています。

13

働く事で困ったときには

「職場での様々な問題について」

年々増加する職場におけるトラブルについての相談に対応するため「県ごとに」労働相談コーナーなどが設置されています。

青森県

県庁 労政・能力開発課 総務・労働福祉グループ		
〒030-8570	青森市長島1丁目1-1 県庁舎南棟4階	☎017-773-1777
青森労働局総合労働相談コーナー		
〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階 青森労働局総務部企画室内	☎017-734-4212
青森総合労働相談コーナー		
〒030-0861	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8階 青森労働基準監督署内	☎017-734-4444
弘前総合労働相談コーナー		
〒036-8172	弘前市南富田町5-1 弘前労働基準監督署内	☎0172-33-6411
八戸総合労働相談コーナー		
〒039-1166	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎1階 八戸労働基準監督署内	☎0178-46-3311
五所川原総合労働相談コーナー		
〒037-0004	五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階 五所川原労働基準監督署内	☎0173-35-2309
十和田総合労働相談コーナー		
〒034-0082	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階 十和田労働基準監督署内	☎0176-23-2780
むつ総合労働相談コーナー		
〒035-0072	むつ市金谷2-6-15下北合同庁舎4階 むつ労働基準監督署内	☎0175-22-3136

岩手県

盛岡広域振興局		
〒020-0023	盛岡市内丸11-1	☎019-629-6512
県南広域振興局		
〒023-0053	奥州市水沢区大手町1-2	☎0197-22-3008
大船渡地域振興センター		
〒022-0004	大船渡市猪川町字前田6-1	☎0192-27-9911
沿岸広域振興局		
〒026-0043	釜石市新町6-50	☎0193-25-2701
宮古地域振興センター		
〒027-0072	宮古市五月町1-20	☎0193-64-2211
県北広域振興局		
〒028-0064	久慈市八日町1-1	☎0194-53-4981
二戸地域振興センター		
〒028-6103	二戸市石切所字荷渡6-3	☎0195-23-9201
岩手労働局総合労働相談コーナー		
〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎 5F	フリーダイヤル ☎0120-980-783 (職場の悩み相談) ☎019-604-3002
盛岡総合労働相談コーナー		
〒020-8523	盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎 6F 盛岡労働基準監督署内	☎019-604-2530
宮古総合労働相談コーナー		
〒027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29 宮古労働基準監督署内	☎0193-62-6455
花巻総合労働相談コーナー		
〒025-0091	花巻市西大通り1-6-24 花巻労働基準監督署内	☎0198-23-5231

釜石総合労働相談コーナー		
〒026-0041	釜石市上中島町3-2-12 新日鐵住金健康保険組合釜石健康センター 2F 釜石労働基準監督署内	☎0193-23-0651
一関総合労働相談コーナー		
〒021-0864	一関市旭町5-11 一関労働基準監督署内	☎0191-23-4125
大船渡総合労働相談コーナー		
〒022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14 大船渡労働基準監督署内	☎0192-26-5231
二戸総合労働相談コーナー		
〒028-6103	二戸市石切所荷渡6-1 二戸労働基準監督署内	☎0195-23-4131

秋田県

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課 就業支援班		
〒010-8580	秋田市山王3丁目1-1	☎018-860-2334
鹿角地域振興局総務企画部		
〒018-5201	鹿角市花輪字六月田1 鹿角地域振興局庁舎内	☎0186-22-0457
北秋田地域振興局総務企画部		
〒018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 北秋田地域振興局庁舎内	☎0186-62-1251
山本地域振興局総務企画部		
〒016-0815	能代市御指南町1-10 山本地域振興局庁舎内	☎0185-55-8004
由利地域振興局総務企画部		
〒015-8515	由利本荘市水林366番地 由利地域振興局庁舎内	☎0184-22-5432
仙北地域振興局総務企画部		
〒014-0062	大仙市大曲上栄町13-62 仙北地域振興局庁舎内	☎0187-63-5114
平鹿地域振興局総務企画部		
〒013-8502	横手市旭川一丁目3-41 平鹿地域振興局庁舎内	☎0182-32-2115

雄勝地域振興局総務企画部		
〒012-0857	湯沢市千石町二丁目1-10 雄勝地域振興局庁舎内	☎0183-73-8191
秋田労働局総合労働相談コーナー		
〒010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	☎018-883-4254
秋田総合労働相談コーナー		
〒010-0951	秋田市山王7-1-4 秋田労働基準監督署内	☎018-865-3671
能代総合労働相談コーナー		
〒016-0895	能代市末広町4-20 能代労働基準監督署内	☎0185-52-6151
大館総合労働相談コーナー		
〒017-0897	大館市字三の丸6-2 大館労働基準監督署内	☎0186-42-4033
横手総合労働相談コーナー		
〒013-0033	横手市旭川一丁目2-23 横手労働基準監督署内	☎0182-32-3111
大曲総合労働相談コーナー		
〒014-0063	大仙市大曲日の出町一丁目20-12 大曲労働基準監督署内	☎0187-63-5151
本荘総合労働相談コーナー		
〒015-0885	由利本荘市水林428 本荘労働基準監督署内	☎0184-22-4124

宮城県

宮城県 雇用対策課 労働相談窓口		
〒980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁14階	☎022-214-1450
宮城労働局総合労働相談コーナー		
〒983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 宮城労働局企画室内	☎022-299-8834
仙台総合労働相談コーナー		
〒983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台労働基準監督署内	☎022-299-9075
石巻総合労働相談コーナー		
〒986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻労働基準監督署内	☎0225-22-3365
古川総合労働相談コーナー		
〒989-6161	大崎市古川駅南2-9-47 古川労働基準監督署内	☎0229-22-2112
大河原総合労働相談コーナー		
〒989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25 大河原労働基準監督署内	☎0224-53-2154
瀬峰総合労働相談コーナー		
〒989-4521	栗原市瀬峰下田50-8 瀬峰労働基準監督署内	☎0228-38-3131
気仙沼総合労働相談コーナー		
〒988-0066	気仙沼市東新城1-7-1 気仙沼公共職業安定所内	☎0226-41-6725

山形県

山形県商工労働観光部 雇用対策課		
〒990-0023	山形市松波二丁目8番1号	☎023-630-2378
村山総合支庁 産業経済企画課		
〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8443
最上総合支庁 産業経済企画課		
〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1310
置賜総合支庁 産業経済企画課		
〒992-0012	米沢市金池7-1-50	☎0238-26-6097
庄内総合支庁 産業経済企画課		
〒997-1301	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5491
山形労働局総合労働相談コーナー		
〒990-8567	山形市香澄町3-2-1山交ビル3階 山形労働局総務部企画室内	☎023-624-8226
山形 総合労働相談コーナー		
〒990-0041	山形市緑町1-5-48山形地方合同庁舎4F 山形労働基準監督署内	☎023-624-6211
米沢 総合労働相談コーナー		
〒992-0012	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎3F 米沢労働基準監督署内	☎0238-23-7120
庄内総合労働相談コーナー		
〒997-0047	鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎3F 庄内労働基準監督署内	☎0235-22-0714
新庄総合労働相談コーナー		
〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎3F 新庄労働基準監督署内	☎0233-22-0227
村山総合労働相談コーナー		
〒995-0024	村山市楯岡苗田4-1-58 村山労働基準監督署内	☎0237-55-2815

福島県

福島県中小企業労働相談所

〒960-8670	福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁雇用労政課内	☎0120-610-145
-----------	--------------------------	---------------

福島労働局総合労働相談コーナー

〒960-8021	福島市霞町1-46 福島労働局総務部企画室内	☎024-536-4600 フリーダイヤル 0800-800-4611
-----------	------------------------	---

福島総合労働相談コーナー

〒960-8021	福島市霞町1-46 福島労働基準監督署内	☎024-536-4610
-----------	----------------------	---------------

郡山総合労働相談コーナー

〒963-8025	郡山市桑野2-1-18 郡山労働基準監督署内	☎024-922-1370
-----------	------------------------	---------------

いわき総合労働相談コーナー

〒970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき労働基準監督署内	☎0246-23-2255
-----------	---------------------------	---------------

会津総合労働相談コーナー

〒965-0803	会津若松市城前2-10 会津労働基準監督署内	☎0242-26-6494
-----------	------------------------	---------------

白河総合労働相談コーナー

〒961-0074	白河市郭内1-124 白河労働基準監督署内	☎0248-24-1391
-----------	-----------------------	---------------

須賀川総合労働相談コーナー

〒962-0834	須賀川市旭町204-1 須賀川労働基準監督署内	☎0248-75-3519
-----------	-------------------------	---------------

喜多方総合労働相談コーナー

〒966-0896	喜多方市諏訪91 喜多方労働基準監督署内	☎0241-22-4211
-----------	----------------------	---------------

相馬総合労働相談コーナー

〒976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68 相馬労働基準監督署内	☎0244-36-4175
-----------	------------------------	---------------

富岡総合労働相談コーナー

〒970-8026	いわき市平字田町120 ラトビル8階 富岡労働基準監督署内	☎0246-35-0050
-----------	----------------------------------	---------------